

令和3年2月12日

## 阿蘇郡高森町農業委員会議事録

阿蘇郡高森町農業委員会

# 阿蘇郡高森町農業委員会議事録

1、開催日時：令和3年2月12日（火）  
午後2時00分から午後3時00分

2、開催場所：色見総合センター2階 大会議室

3、出席委員

1番	谷川 春水	2番	高崎 堅誌	3番	首藤 光一
4番	檜木野 繁英			6番	工藤 進二
7番	矢津田 勇次	8番	岡本 房雄	9番	三森 一男
10番	甲斐 正一	11番	城井 若生	12番	三森 伸治
13番	吉良山 友二	14番	山村 珠美		

4、欠席委員：5番 色見 隆夫委員

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名に関する件

第2 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

第3 農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件

第4 非農地証明願承認に関する件

第5 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による  
農地利用集積計画（案）の承認について

第6 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による  
農地利用集積計画（案）の承認について【中間管理】

第7 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による  
農地利用配分計画（案）の承認について【中間管理】

6、農業委員会事務局職員

局長 後 藤 一 寛  
係長 津 留 大 輔  
係 丸 山 響

事務局 皆さん、改めまして、こんにちは。

それでは、これ以上時間が押してしまうと、後にご都合があられる方もいらっしゃるかと思いますので、農業委員会規則に定めております定足数に達しておりますので、始めさせていただきたいと思っております。今日もよろしくお願いいたします。

まず、会長より御挨拶をお願いします。

議長 改めまして、こんにちは。

今日は総会の開催場所を変えておりますけれども、お疲れ様でございます。相変わらずコロナが大変でございます、熊本は大分減ってまいりましたが、油断するとまたあつという間に盛り返してくる可能性があるということで、今、戦々恐々としております。それで、自分にできるだけの防御は続けなければいけないと思っております。

ただ今、委員さんとも話をしておりましたけれども、こんな中でも競り市はあっておりますが、あまりコロナの影響が無く好況でして、大丈夫そうな値段が付いておりますが、他の作物も同じようにいけばいいなと思っております。

今日も案件がいくつかございますが、慎重審議をお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。

次は、恒例になりました農業委員会憲章の読み上げを、本日は工藤進二委員さんお願いいたします。

6番委員 1つ、農業委員会は、農業・農村の代表として、食料・農業・農村基本計画の実現に努め、国民の期待と信頼に応えます。

1つ、農業委員会は、食料の自給率と自給力を維持・向上させるため、適正な農地行政に努め、優良農地の確保と効率利用を進めます。

1つ、農業委員会は、農地利用の最適化をめざし、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進に努めます。

1つ、農業委員会は、認定農業者や新規参入者等の意欲ある担い手の育成・確保と経営支援を強化し、農業・農村の持続的発展に努めます。

1つ、農業委員会は、暮らしと経営に役立つ情報の収集・提供に努め、活力ある農業と農村社会をめざします。

ありがとうございます。

議長 それでは、ただ今から議事に入らせていただきます。

事務局 「議第42号」

議第42号、高森町農業委員会会議規則第13条第2項の規定に

よる議事録署名委員の指名に関する件。

本委員会の決定に附する。

令和3年2月12日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 議事録署名委員の指名に関する件でございますが、いかがいたしましょうか。

(複数委員) 議長一任。

議長 はい。一任ということでございますので、本日は8番の岡本房雄委員と9番の三森一男委員、よろしく願いいたします。

続きまして、「報告第12号」

事務局 報告第12号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について。

別紙のとおり本委員会に報告する。

令和3年2月12日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 はい。この案件につきましては報告案件でございますので、事務局から説明をいたします。

事務局 はい。それでは報告第12号、農地法第3条の3の規定による届出について、整理番号1番の案件から順番に事務局のほうから説明させていただきます。

まず、整理番号1番の案件につきまして、議案書は5ページ、補足資料は2ページになります。農振農用地区域外の畑1筆の相続になります。自分の敷地を通るため、人に貸し付ける農地ではなく、周囲が山林であり、耕作に適さない環境ではありますが、植林などしてしまうと家が陰に隠れるため、自分たちの手で可能な限り維持管理を続けるとのことです。

続きまして、整理番号2番の案件は、補足資料3ページから4ページです。農振農用地区域内の畑1筆と、農振農用地外の畑2筆の計3筆の相続になります。農振農用地区域内農地の1筆は、既に先月、3条許可が下りております。他の2筆につきましては、今後、転用を検討中とのことです。

続きまして、整理番号3番の案件につきまして、補足資料は5ページになります。農振農用地区域外の畑1筆の相続になります。数年前に被相続人が維持管理を依頼されていましたが、現在は維持管理がなされていない状態です。どなたか維持管理していただけるのであれば、無償でも貸し付けたいとのことでしたので、農地の状況を見て、農地集積推進チーム会議にて借り手を模索するか、非農地判断を行うかを判断していく予定です。

続きまして、整理番号4番の案件につきまして、補足資料は6ページです。農振農用地区域内の田が1筆と、農振農用地区域外の畑が2筆の計3筆の相続になります。被相続人が相対での契約を結ん

でいるそうですが、借り手は不明とのことですので、地区担当委員さんなどからの情報を収集して、現在の耕作者と基盤法等を活用した利用権設定を予定しております。

事務局からの説明は以上です。

議長 はい。ありがとうございました。

今、1から4までの説明をしていただきましたけれども、何か御意見等ございませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということでございますので、報告のとおりとさせていただきます。

続きまして、「議第43号」

事務局 議第43号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和3年2月12日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 はい。これにつきましては、7ページの番号1と番号2がございますけれども、番号1のほうには担当委員さん、首藤委員さんからの説明がございます。

3番委員 議第43号、農地法第4条審議資料の番号1です。

補足資料は8ページと9ページになります。申請地、申請者等は左記のとおりです。申請地の周辺は東側・西側・南側に山林が広がり、有害鳥獣の被害が多く、耕作に適さないということで、杉を植林し、山林に転用したいということで、農地法第4条申請となっておりますので、よろしく願いいたします。

議長 事務局のほうから補足説明がございます。

事務局 はい。それでは、ただ今の整理番号1番の案件につきまして補足をさせていただきます。

申請地は、昨年11月に農振除外が完了した農地であり、現在、農地の区分は第2種農地です。事業内容は杉の植林で、約1,140本を今年4月末までに植え付ける予定です。申請書には、事業計画図、位置図、見取図、配水計画図などが添付されており、その内容から一般基準について、事務局では資力及び信用、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性、周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無について、適当または確実であると判断しています。

申請地は、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であり、農地の区分が第2種農地であることから、立地基準についても問題ないと判断しています。

以上のことから、総合的に見て、本許可申請については許可相当

	であると判断しています。以上です。
議 長	今、番号1について、事務局のほうから追加の説明がございましたが、何か御意見ございますか。
(複数委員)	ありません。
議 長	はい。ないということでございますので、申請のとおりに決定をしたいと思います。
	続きまして、番号2、本日は担当委員さんが欠席のため、事務局のほうから説明をしていただきます。
事 務 局	はい。それでは、事務局から説明をさせていただきます。
	議案書は7ページ、補足資料は10ページから11ページになります。
	申請地、申請者等は、議案書のとおりです。申請地の周辺は、西側に山林が広がり、有害鳥獣の被害が多く、耕作に適さない土地のため、植林を行い、山林に転用したいという農地法第4条申請になります。
	申請地は、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であり、農地の区分は第2種農地です。事業内容は、クヌギの植林で、約450本を植え付ける予定です。
	申請書には、事業計画図、位置図、見取図、配水計画図などが添付されており、その内容から一般基準について事務局では、資力及び信用、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性、周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無について、適当または確実であると判断しています。
	また、農地の区分が第2種農地であり、自己所有地を植林し、管理したいという内容のため、他の土地に対する代替性がなく、立地基準についても問題ないと判断しています。
	以上のことから、総合的に見て、本許可申請については許可相当であると判断しています。以上です。
議 長	はい。それでは、番号2について、今説明がございましたけれども、何か御意見ありませんか。
(複数委員)	ありません。
議 長	1、2含めて、何かあれば伺いたいと思いますが、ございませんか。
(複数委員)	ありません。
議 長	はい。ないということでございますので、番号1、2ともに可決ということで決定をいたします。
	続きまして、「議第44号」
事 務 局	議第44号、非農地証明願承認に関する件。
	別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和3年2月12日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 はい。非農地証明に関する案件でございます。  
事務局 これは、説明を事務局からさせていただきます。  
議案書9ページをお開きください。  
補足資料は13ページから17ページまで写真を掲載しております。  
今回、非農地証明ということで申請がありまして、議案書に書かれています2つの筆の非農地証明願が出されました。この土地は、ちょうど今、この地区で地籍調査が行われていまして、その地籍調査の結果、農地は確認できず、それぞれ宅地と山林という調査結果で、隣り合う宅地、山林に合筆をされております。通常でしたら、地籍調査が終わりまして3年ぐらい経過しますと、登記が変わりますけれども、この申請者がそれを待たずに財産管理をしたいということで、今回申請が上がったものです。  
地籍調査の結果で、今御説明しましたとおり、農地は確認できてないというところでしたので、農業委員会としましては、その確認をするという作業を行いました。今回の非農地証明には、複数の農業委員の立ち合いが必要ということで、2名の農業委員さんに立ち合いをお願いして確認をしたところです。  
写真を見ていただきますと、14ページ、15ページ、こちらが52㎡の畑があるというところでしたが、現地確認したところ、隣り合う家と一体化されていた宅地だったというところを確認しています。  
16ページ、17ページ、こちらも畑があったと言われていたところですが、ご覧のとおり竹林と一体になっていたというところで、写真を撮っております。  
以上の件につきまして、当日、立ち合いをしていただきました城井若生会長と工藤進二委員さん、代表しまして工藤委員さんに報告をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。  
6番委員 報告いたします。  
地籍調査係現地確認の結果、農地を確認できずそれぞれ宅地、山林として判定されていまして。農業委員、城井会長と私及び事務局による現地確認においても農地を確認できませんでした。以上です。  
議長 はい。ありがとうございました。  
9番委員 以上のようなことで、説明がございましたけれども、この非農地証明願承認に関する件につきまして、何か問題はございませんか。  
元々はだいたい農地じゃなかったということですか。元々の利用は何だったのでしょうか。

議長 一筆は、もとは畑だったところが竹林になっているという状態です。もう一筆は、もとは畑だったのであろうところが、現在では屋敷続きの庭先になっている、という状態ですね。

事務局 これは元々の登記情報が、明治時代の地図を基に地籍調査が行われているものになります。申請地の面積を見ますと、1坪、2坪程度で、現地確認の時の地元の方の話ですと、その昔は、確かに小さい農地が竹藪の中にぽつんとあったという話も伺いました。恐らく明治の頃にはそういった農地があって、登記がされたものかなと思ったところです。現在においては、いつの間にか農地が竹藪となって、宅地の近くにあった小さな畑ももう宅地の中に埋もれてしまったというところでの地籍調査の結果が出たのだと判断しています。以上です。

議長 よろしいでしょうか。

9番委員 はい。分かりました。

議長 はい。他にございませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということであれば、承認をいたします。

続きまして、「議第45号」

事務局 議第45号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画(案)の承認について。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和3年2月12日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 はい。これにつきましては、農業経営基盤強化促進法ということでございますので、事務局のほうから説明をいたします。

事務局 はい。それでは、事務局から説明をさせていただきます。

議案書は11ページ、補足資料は19ページから22ページになります。

申請者や土地の所在等は、議案書のとおりです。

先月、総会時に相続案件で報告を行った方の利用権設定になります。これまでは相対契約を行っていましたが、先ほど申し上げましたとおり、相続の届出を受理する際に、相対契約を行っている農地があることが判明しましたので、基盤法での契約を依頼し、提出をいただきました。農地台帳上では、今回、新規での契約となりますが、利用内容はこれまでと同じく牧草等の飼料作物を栽培される予定です。

事務局からの説明は以上です。

議長 はい。こういったことで上がってきた案件でございますが、何か御意見ありますか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということですので、このように決定をいたします。

続きまして、「議第46号」、さらに「議第47号」とありますが、一括して事務局のほうから説明をしていただきます。よろしくお願いします。

事務局 議第46号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画(案)の承認について。【中間管理】

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和3年2月12日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

続きまして、議第47号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用配分計画(案)の承認について。【中間管理】

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和3年2月12日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

この2つの議案は、農地中間管理事業、農地バンクを介した農地の貸し借りでございます。議第46号が土地の所有者から農業公社へ貸し付ける議案です。議第47号が農業公社から借り受けする側へ貸し付ける議案となります。

まず、議第46号、議案書13ページです。写真は同じものを使いますが、24ページ、25ページの補足資料をご覧ください。

利用権を設定する土地面積につきましては議案書のとおりです。契約期間は10年となります。作物はもち麦となります。貸付先がこれは次の議第47号に記載の利用権の権利の設定を受ける者、大字草部にある法人でございます。そちらが農地中間管理事業を通して農地を借り入れる案件となります。

補足資料の25ページの写真をご覧いただきますと、もう既に植付けがなされておりまして、実際にはもう借受けが始まっているというようなところを確認したところでございます。

説明は以上です。

議長 はい。今、説明をしていただきましたけれども、これにつきまして何か御意見ございますか。

6番委員 これは農業公社との契約が5年と10年で差がありますね。契約の期間が、農業公社と出し手の場合は10年で、法人との契約は5年になっています。これはこれでいいのでしょうか。

事務局 御指摘のとおり、まず土地の所有者が農業公社に貸し出す期間が10年で、農業公社が貸し付ける期間が5年ということで、この10年、5年は農業公社がこういった土地の貸し借りを指定しています。貸す側は10年、まず公社に預けまして、公社が貸し出す期間は5年、5年を2回で合わせて10年というふうに、一度、間に区

切りを付けて更新をするというやり方をしているということで、公社より指導がありましたので、このような形となっています。以上です。

議長 5年後に、営農を続けるのであればまた5年間の契約で更新をするというようなことですね。この案件は以前から相対で耕作をされていた訳でしょうか。今回は新規なのでしょうか。

事務局 この案件は新規契約になります。

議長 そういったことで、農業公社のほうから、指摘があって、この形の契約期間を取っているということでございます。

ほかに何かございませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということでございますので、この案件につきましてもこのとおりに決定をいたします。

長時間にわたって協議をしていただきましたけれども、本日の議案はすべて無事に終了することができました。ありがとうございました。(録音終了)